

狭山事件の公正な裁判 — 事実調べ・再審開始を求めます

狭山事件は1963年の事件発生から55年以上もの歳月が過ぎ、東京高裁に第3次再審請求が申し立てられてからすでに12年が経過しています。

狭山事件は決定的な証拠はなく、自白の内容も不自然・不合理な点が多く、市民常識からみてもあまりにも疑問が多すぎる事件です。石川一雄さんが書いたとされる脅迫状は、筆跡においても筆記能力の面においても、石川さんが書いたとは到底考えられません。

石川さん宅の鴨居の上から発見された被害者のものとされる万年筆は、その発見経過なども疑惑だらけで、被害者の万年筆とはインクの色が違っており、被害者のものではない、と結論づけられた鑑定書（新証拠）も裁判所に提出されています。

狭山弁護団は、これまでに筆跡鑑定や足跡鑑定、法医学鑑定など、有罪判決に合理的疑いをいだかせる多数の新証拠を裁判所に提出し、第3次再審請求審の段階だけでも石川さんが無実であることを科学的に証明する190点を以上の新証拠を提出しています。

確定判決に合理的疑いが生じているならば、裁判長は事実調べを早急に行い、すべての証拠を総合的に再評価しなければなりません。

この間の証拠開示により、石川さんの無実を証明する新事実・新証拠が次々と明らかになっています。しかし、狭山事件の裁判においては、1974年10月の確定判決以来43年以上も事実調べがまったく行われていません。これだけ長い年月が経ちながら、事実調べも検察官手持ちの証拠開示もされないことは、憲法に定められている公正・公平な裁判とは言えません。「無辜の救済」という再審制度の理念、「疑わしきは被告人の利益に」との刑事裁判の鉄則にもとづいて、東京高等裁判所第4刑事部・後藤眞理子裁判長が、証人尋問・鑑定人尋問や現場検証などの事実調べを早急に行い、狭山事件の再審を開始するよう強く求めます。

呼びかけ団体

狭山東京実行委員会 部落解放同盟東京都連合会 東京平和運動センター
三多摩平和運動センター 「同和問題」に取り組む宗教教団東京地区連帯会議
全国障害者解放運動連絡会議関東ブロック 東京都同和教育研究協議会
部落解放荒川区民共闘会議 部落解放江東共闘会議 部落解放墨田区民共闘会議
部落解放東京南部地区共闘会議 狭山・人権・葛飾ネット 狭山台東実行委員会
社民党東京都連合

名 前	住 所